

Title	人間環境宣言における個人の「環境権」
Sub Title	Stockholm Declaration on the Human Environment with regard to "The Right of an Individual to Environment"
Author	佐伯, 富樹(Saeki, Tomiki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.7 (1983. 7) ,p.40- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830728-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

人間環境宣言における個人の「環境権」

佐 伯 富 樹

はじめに

一、起草過程

二、人間環境の定義

三、「環境権」の性格

- (一) 人権としての成熟度
 - (二) 基本的権利としての位置
- おわりに

はじめに

一九七二年二月一日、国連総会は第一会期において、「人間環境宣言」を賛成一二二、反対〇、棄権一〇で決議二九四として採択した。⁽¹⁾ スウェーデン政府が、一九六八年五月二〇日付の事務総長宛ての手紙のなかで、「科学者は、人間環境の変化が人間の福祉とくに生存に対する重大な脅威を包含していることを、十分認識するようになってきたが、その経済

的、社会的および政治的反響は、大部分の大衆、政策決定者によつて完全に理解されていない⁽²⁾と警告を發してから、国連が出した一つの回答であつた。スエーデン政府の警告の後、一九七二年六月五日からストックホルムで開催された国連人間環境会議は、前述の人間環境宣言および行動計画を採択した。とくに、人間環境宣言に対する評価は、宣言にもかかわらず、各国が工業化政策をとり混迷化を深めていた国際社会における環境問題にとつて光を投げかけるものと考えられていたのである。例えば、人間環境宣言は、世界人権宣言と対比され、高い評価が与えられる傾向にあつた⁽³⁾。また、人間環境宣言が、一般的な国際環境基準として把握され、各国家が人間環境宣言に対応して協力することにより法的な規範にまで成長する可能性があると述べられていた⁽⁴⁾。

かかる人間環境宣言は、原則一の前半部分において左記の内容を宣言したのである。

人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在および将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。

原則一の当該部分は、個人の「環境権」の概念の承認と極めて密接している部分のように思われる。例えば、前記の原則一および二は、個人の環境上の利益を哲学的意味で確認したといわれている⁽⁵⁾。かかる個人の「環境権」への国際法上のアプローチは、国際環境法の観点に立つ場合と国際人権法のそれに立脚する場合とに分類される。すなわち、国際環境法からは個人に特別の地位を付与し、国際人権法からは「環境権」に関する原則を發達させることにより、個人の法的地位を確立する方法である⁽⁶⁾。国際環境法と国際人権法との間に明確な区別をすることは、困難でもあるし、その意義は薄れてきているといわれるが、人間環境宣言は、国際環境法からのアプローチにとつて基点となるものであろう。發展過程にある国際環境法が、国家の領域主権または領域保全という国家主権の枠組みのなかで生成してきたことは、国際法の發達の状況から肯定しなければならぬ点であるが、個人の「環境権」を究極の価値として載く国際環境法の論理構成も、その構成がたとえ領域保全

の論理に依存するとしても検討に値すると思われる。⁽⁸⁾

本稿においては、人間環境宣言(以下、宣言と省略)が、個人の環境に対する利益または必要性に対して、どのような態度をとろうとしたのか、すなわち、宣言は、前述した如く個人の環境上の利益を単に哲学的意味で確認したにとどまるのか、または、一般国際法上個人の権利として「環境権」が確立したことを確認しようとしたものであるか、前文一および原則一を中心にその起草過程から検討するものである。

- (一) A/PV. 2112, at 6.
- (二) E/4466/Add. 1, p. 3.
- (三) 環境庁長官官房国際課『国連人間環境会議の記録』(一九七二年)は、世界人権宣言が、「その後の世界の人権問題に大きな影響を与えたように、この宣言は、七〇年代さらにひきつづく将来の世界の環境問題に強い力を及ぼすこととなるでしょう。」と述べている(六頁)。本稿において、「人間環境宣言」の邦訳は、前記の環境庁の文書に原則としており。
- (四) 深津栄一「人間環境と国際法」法学紀要第一五卷(一九七三年)、七三—七四頁参照。
- (五) Cf. W. P. Gormley, *Human Rights and Environment: The Need for International Co-operation*, A. W. Sifthoff, 1976, p. 1. なお、原則二は「大気、水、大地、動植物およびとくに自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源は、現在および将来の世代のために、注意深い計画と管理により適切に保護されなければならない」と規定している。
- (六) Cf. Henn-jüri Uibopuu, *The Internationally Guaranteed Right of an Individual to a Clean Environment, Comparative Law Year-book*, Vol. 1, p. 103.
- (七) Cf. W. P. Gormley, *op. cit.*, p. 40.
- (八) 人権の視点からのアプローチに関しては、結果的に、領域保全の論理が機能するであろう説がきき。cf. Günther Handl, *Territorial Sovereignty and The Problem of Transnational Pollution*, 69 *ATIL* (1975), p. 54.

一、起草過程

人間環境会議の成功は、その大部分が準備作業の努力の反映といつても過言ではないであらう。L・B・ソーン(Sohn)

は、この点を「ストックホルムで生じたことは、まさに氷山の眼に見える部分である」⁽¹⁾と述べている。この言葉は、宣言を中心として個人の「環境権」を検討する場合、その起草過程に一層の注意を払う必要性を感じさせるものである。

国連総会決議二五八一(XXXIV)によつて設立された「国連人間環境会議準備委員会(The Preparatory Committee for The United Nations Conference on The Human Environment 以下、準備委員会と省略)」は、一九七〇年三月一日より開催された第一回委員会において、議長にジャマイカのK・ジョンソン(Johnson)を選出し活動を開始したが、人間環境宣言草案は、第二回準備委員会が、政府間作業部会(The Inter-governmental Working Group on The Declaration on The Human Environment)にその起草作業を勧告したことにより準備が整つたのである。⁽³⁾第一回準備委員会は、国連人間環境会議における「人間環境宣言」の採択を決定したが、当該委員会は、起草されるべき宣言に関しある一定の方向付けをおこなつてゐる。この方向付けは、第一回準備委員会が意図したものであり、必ずしも最終的に宣言の性格を決定したものではないが、第一回準備委員会が当初宣言にどのような方向付けをしようと試みたのか、まとめてみたいと思う。最初に宣言の目的であるが、二点をあげてい⁽⁴⁾る。第一は、人類が、人間環境のもつ多種多様な相互関連性のある諸問題に注意を払うように望む点である。第二は、人間環境に関して人(man)、国家および国際社会の権利、義務に注意をひくように要請する点である。宣言の形式に関して、第一回準備委員会は、「基本的諸原則からなる文書」であるべきだ、と述べてお⁽⁵⁾り、また、宣言は、「各国政府に対して政策を法式化し、将来の国際協力のための目標を設定する際の指針となる諸原則を示すべきである」⁽⁶⁾とも述べられている。

第一回準備委員会終了後の一九七〇年二月二日、準備委員会の前述の討議をふまえて、ストロング事務局長は、各国政府へ人間環境宣言草案起草に関して八項目にわたる質問書を回覧した。当該八項目は、宣言の形式および範囲、構成、内容の三つに大きく分類することができたが、本稿にとつて重要な項目は次のものであ⁽⁷⁾らう。

二、人間環境の問題を含む国家間の関係に関連するもの以外に、環境問題に対処する際、宣言は、(1)人と国家との間の関係および(2)人相互間 (*inter se*) の関係を律する権利および義務を含むべきであるか。

七、宣言は、環境上の権利に言及すべきであるか。もしそうであるならば、健全且つ健康的環境の達成と基本的人權の享有との間の関係を強調すべきであるか。

各国政府の回答は、項目別に記入してあるとは限らず、その回答の形態は様々なものであったが、質問書の回答は、宣言草案の起草を委ねられた作業部会にとつて、非常に有益なものであった。⁽⁹⁾ 作業部会の内部において、一九七一年四月二〇日から五月五日の間、非公式協議がおこなわれ、基本的材料である各国政府の回答が、単一文書に再構成されたのである。このような過程を経て、作業部会は、第一次草案である「人間環境宣言草案のための前文・基本的原則草案 (Draft of A Preamble and Fundamental Principles for The Draft Declaration on The Human Environment)」⁽¹⁰⁾ を起草したのである。第一次草案は、前文・基本的原則の順序に関しては、暫定的であるといわれていたが、⁽¹¹⁾ その後の起草過程においても修正されず、ほぼ同一形式で「人間環境宣言」も人間環境会議において採択されたのである。第一次草案の「環境権」に関する部分は、次のような内容である。⁽¹²⁾

前文三、安全で健康であり好ましい環境の維持は、人間の福祉のほか、生命権そのもの (the right to life itself) を含む基本的 (Basic) 人權の十分な享受のため不可欠である。

原則一、すべての人は、好ましい肉体的労働条件および健康と福祉に適した生活水準に対する権利を含む基本的 (basic) 人權を十分に享受するための安全で健康であり好ましい環境に対する基本的 (fundamental) 権利を有する。

しかし、作業部会の委員のなかから当該草案に対して、種々の留保および見解が提示されたのである。一般的な傾向とし

ては、この草案が開発を軽視しているのではないかという懸念⁽¹³⁾であつた。さらに、委員のなかからは、後述する「人間環境」の定義付けを積極的に宣言のなかに含むべきであるという見解が、再び提案されており、積極的定義付けの支持者が根強いことを明らかにしている。作業手続きとしては、これらの見解等も当該第一次草案に添付され準備委員会に送付されたのである。ここで、第二回準備委員会が宣言にどのような性格を付与しようとしたのか検討してみたい。当該委員会は、事務局長の質問書の回答を踏まえ討議した結果、宣言の性格に関して次のような点でコンセンサスが得られた。すなわち、宣言は、精神的且つ簡潔なもの (inspirational and concise) で一般大衆が容易に理解できるようなものでなければならぬ⁽¹⁶⁾。そして、人、国家および国際社会が行動をおこす場合、推薦できる普遍的に承認された (universally recognized) 基本的原則から構成されねばならない⁽¹⁶⁾。これらの宣言に付与された性格、宣言の目的は、第一回準備委員会の方針の延長にあるとは言えないであろう。とくに、「精神的且つ簡潔なもの」という表現は、第一回準備委員会が掲げた宣言の目的、すなわち、人間環境に関する人、国家などの権利、義務へ関心を払う要請とは両立するものではないであろう。また、「普遍的に承認された基本的原則」の内容は、第一回準備委員会が意図した内容、「国際協力のための目標を設定する際の指針となる諸原則」と比較するならば、第二回準備委員会の態度が、一層慎重な消極的なものになつたと言えよう。この点は、第二回準備委員会が、「基本的原則」は法的拘束力を有するものではないと考え、宣言は、国家と人および人相互間の関係につき法的拘束力ある規定を法式化すべきでない、と指摘している点と付合するであろう。結果的には、宣言に対して世界人権宣言の場合と同様の道義的拘束力を求めようとしたのである⁽¹⁸⁾。

準備委員会は、作業部会の報告書の内容から宣言の起草段階に達したと感じ、第三回委員会において多くの代表者達は、宣言の第一次草案としての作業部会の原文を承認したのである⁽¹⁹⁾。次に、準備委員会は、作業部会が第二次実質会期⁽²⁰⁾を開催し、宣言の前文・原則草案をさらに発展させるよう要請したのである⁽²¹⁾。一九七二年一月五日から開催された第二次作業部会

においては、WHOおよび約一三カ国の代表者が、宣言の前文・基本的原則に関する第一次草案に対して、新提案および代替案を提示したのである。⁽²²⁾これらの資料を事務局が編集したもの、関連する資料そして第一次草案等を参照し、作業部会は非公式協議をおこない、第二次草案をまとめあげ準備委員会へ提出したのである。⁽²³⁾

前文一、人は、環境の創造物であると同時に環境の形成者である。その物質的要求と能力は、その住み家たる地球上での (terrestrial home) 永年にわたる進化を経て形成された。しかし人は、その英知と社会的、道徳的性格のゆえに、原始の時代から抜け出て未開の自然を克服してこれを変え、人間独自の文化と社会をうちたて、これにより、その子孫のためにより良き、より十分な人間生活を創りだしてきたのである。自然のままの環境と人によつて作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的 (basic) 人権ひいては、生命権そのものの享受のため基本的に重要である。

原則一、人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、十分な生活水準を享受する基本的 (fundamental) 権利を有するとともに、将来の世代のため環境を保護し高める厳粛な責任を負う。

右のような第二次草案を受理した準備委員会は、当該報告書を第三、⁽²⁴⁾第四回委員会において逐条審理し、この第四回委員会において、政府間作業部会の報告書 Annex III に含まれている宣言の前文・原則草案を⁽²⁶⁾確認し、⁽²⁵⁾国連人間環境会議へ提出することに合意したのである。但し、当該草案に対して、承認、不承認のいずれの態度も表明しなかつた。⁽²⁷⁾

一九七二年六月五日から開催された人間環境会議において一般討議は六日から一二日までの第一一本会議でおこなわれたが、「人間環境宣言草案」に関する一般討議の内容は、大きく三つに分類された。⁽²⁸⁾第一は、注意深く組みたてられたコンセンサスは崩さないように、という草案肯定派と、第二のグループは、草案の一部が途上国側の要求を不当に評価しているという不満を示しながらも、草案を受諾するというグループである。第三のグループは、起草過程において意見を表明する機会が与えられなかつた諸国は、宣言が重要であるから、人間環境会議の開催中に意見を表明し代替案を提案する権利が付与

されるべきである、という見解をもつグループであつた。六月八日の第七本会議において、前述の第三グループの見解を背景に、中国は、宣言の重要性に鑑み、すべての国家が意見を表明する機会が与えられるべきであると主張し、特別委員会の設置を希望する決議案を提出した。当該決議案は、イラン代表の口頭修正により、「会議に参加するすべての国家に開放される作業部会」と修正された後、採択された。⁽²⁹⁾ 設立された「人間環境宣言作業部会」(The Working Group on The Declaration on The Human Environment)⁽³⁰⁾は、六月九日から一五日まで開催され、この間、種々の新提案、修正案が作業部会に提出され、当該部会は、宣言の内容・範囲等の一般的討議とともにこれらの案を検討し、非公式協議ももたれた。当該作業部会が起草した草案、すなわち最終草案は、六月一六日の第二一本会議において作業部会の報告者により紹介され、国連人間環境会議において採択されたのである。このため、前文一・原則一は左記の内容である。

前文一、人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支える (Physical sustenance) とともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難にみちた長い進化の過程で、人は、科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によつて作られた環境は、ともに人間の福祉、基本的 (Basic) 人権ひいては、生命権そのものの享受のため基本的に重要である。

原則一、人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現代および将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。これに關し、アバルト・ハイト (人種隔離政策)、人種差別、差別的取扱、植民地主義、その他の圧制および外国支配を促進し、または恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。

原則一の後半部分は、アフリカ諸国の強い要請に基き挿入されたものであるが、⁽³²⁾当然、南アフリカは、人間環境会議の「人間環境宣言作業部会」において留保を表明している。

(一) L. B. Sohn, "The Stockholm Declaration on the Human Environment," *Harvard Int'l Law Journal*, Vol. 14, No. 1, *cit.*, p. 424.

- (3) A/CONF. 48/PC/6, p. 3.
- (4) A/CONF. 48/PC/9, para. 28.
- (5) A/CONF. 48/PC/6, p. 19.
- (6) *Ibid.*, para. 35.
- (7) *Ibid.*, para. 36. このような議論から人間環境宣言の範となる先例として、「宇宙空間の探査および利用における国家の活動を規律する法的原則宣言」があげられてきた。
- (8) 質問書の全文をよみその回答は、次の文書を参照。A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4.
- (9) 質問書の全文をよみその回答は、G. Migliuolo (イタリア)、副議長、E. Sam (ガーナ)、報告者は、O. F. Heyman (スウェーデン) である。
- (10) A/CONF. 48/PC. 12, para. 4. なお、第二回準備委員会の終了、すなわち、一九七二年二月一九日までに、事務局長へ回答を寄せた国は、日本を含めて一八カ国である。二月一〇日までに、二二カ国から回答が寄せられており、それらの回答は、質問書の項目別に下記の文書に記載されている。
- A/CONF. 48/PC(II)/CRP. 8.
- (11) A/CONF. 48/PC. 12, Annex I.
- (12) A/CONF. 48/PC. 16, Annex III p. 2 (1972).
- (13) 訳文は、金子熊夫「なかけがえない地球のために—国連人間環境会議とストックホルム人間環境宣言」ジュリスト四九六号（一九七二年一月一日）一—二頁を参考にした。
- (14) A/CONF. 48/PC. 12, Annex II, paras. 3~6.
- (15) *Ibid.*, paras. 22~23.
- (16) A/CONF. 48/PC. 9, para. 29.
- (17) *Ibid.*, para. 30.
- (18) *Ibid.*, para. 33.
- (19) 第二回準備委員会において、宣言はすべての国家が相互に合意した理解の表明という力は有するし、道徳的強さは有していると把握されていた。
- A/CONF. 48/PC. 9, para. 10.
- (20) A/CONF. /PC/13, paras. 149~150.
- (21) 第一次は、一九七一年五月一〇日か一一日（A/CONF. 48/PC./12）、第二次は、一九七二年一月五日より一四日（A/CONF. 48/PC/16）である。
- (22) A/CONF. 48/PC/13, para. 165.

- (22) 11240 Working Papers の内容、次の資料を参照。A/CONF. 48/PC/WG.I(I)/CRP. 2-12.
- (23) A/CONF. 48/PC. 16, pp. 1-5. 訳は、環境庁の〔仮訳〕を参考とした。環境庁『国連人間環境会議に於て』(昭和四七年三月一日)一九一一頁。
- (24) A/CONF. 48/PC.12. 第三回会期は、一九七一年九月一三日から二四日まで開催された。
- (25) A/CONF. 48/PC/17, chapter IV.
- (26) A/CONF. 48/4, Annex.
- (27) A/CONF. 48/PC/17, para. 83.
- (28) A/CONF. 48/14/Rev. 1, p. 46, para. 51.
- (29) *Ibid.*, p. 49, paras. 65-67.
- (30) 作業部会の事務局は、議長 T. Siim (チリ) と副議長 F. Hoveyda (ペルー) 報告者 T. C. Bacon (カナダ) の 48/4, Annex II, para. 2.
- (31) 最終草案は「宣言の同一性を、草案段階の内容は次の文書を参照。A/CONF. 43/14, Appendix "Draft Declaration on The Human Environment".
- (32) 第二本会議において、スウェーデン代表は、アフリカ諸国が宣言に五つの概念が反映されるべきであることを強調した、と述べ、第一に、差別、人種主義、マハルトハイトおよび拡張主義の除去、第二は、植民地主義および外国支配の除去等をあげている。A/CONF. 48/14/Rev. 1, p. 64, para. 311.

二、人間環境の定義

「環境権」を個人の権利として把握しようとする場合、最初の直面する問題は、人間環境の内容を確定することである。わが国の裁判所において、「環境権」が法的権利として確立されにくい一因もこの点に求められるのである⁽¹⁾。かかる問題は、宣言の起草に携った準備委員会もどのように処理すべきか苦慮した点であった。それが、たんに一国の人間環境ではなく、国際社会が共通して認識すべき人間環境であるならば、さらにその定義付けは困難と考えられるからである。

起草過程において、人間環境の定義付けを積極的に起こさおうとしたのではない。詳細な定義付けの必要性の問題は、A C

C 人間環境特別作業部会の議論のなかでWMO総裁が人間環境の定義を提案したこと、そして、人間環境問題に関する事務総長報告書のなかで、過去の討議において詳細な定義付けをおこなわなかつたことを踏まえて、定義が示されたことにより生じたのである。しかし、ACC人間環境特別作業部会は、定義の困難性を考慮し、却つて人間環境会議の成功を危くさせるものと考え、また、かかる定義は、起草過程において次第に明確になると判断し、積極的に定義付けを押し進めようとしなかつたのである。このように、問題を実体的に取り扱う方向から、定義付けが消極的にならざるを得なかつたのも一因であるが、他の要因として、宣言のなかにこの定義を挿入することが形式上望ましいか、という点があげられたのである。とくに宣言が、簡潔で容易に理解されるべき性格のものであるならば、人間環境の詳細な定義を含むことは適切ではない、と準備委員会は判断していたのである。ストロング事務局長が、各国政府へ配布した質問書に関して述べるならば、質問六において、「人間環境」の定義を含むべきであるか否かを問うていたが、その回答の約七割は、宣言に規定することに消極的であつた。⁽⁴⁾ その主な理由は、「人間環境」に関して各国政府が合意可能な定義は不可能であり、いたずらに議論を重ね会議の進行を妨げるものである、というものであつた。以上の点から、人間環境の定義に関して審議をおこなつた第二回準備委員会は、現段階において著しく制限されない満足すべき定義に到達することは困難であると考え、⁽⁵⁾ その結果、宣言は、すべての国家が地球上における人類の居住地の保全を公約することにのみ合意したのである。⁽⁷⁾

しかしながら、準備委員会、政府間作業部会が、宣言起草にあつて「人間環境」の内容を無視することが不可能なのは明白であり、起草過程を検討することから、どのように把握しようとしていたか、その一端を伺い知ることができるであろう。第一に、宣言の前文一・原則一から人間と環境の相互関連性を注目すべきである。環境は、自然のままの環境と人間によつて形成された環境を包含するものである。前者、すなわち、自然のままの環境は、太陽、空気、水などの自然財はもちろんのこと、自然景観をも意味するのであろう。さらに詳述するならば、第二次草案前文一が示唆している如く、⁽⁸⁾ 人類

は、「自然のままの環境」のなかで進化してきた事実を看過してはならない。すなわち、「人は環境の創造物」なのである。前述のWMO総裁が提出した定義は、以上のような自然のままの環境と人間が自然に働きかけた結果としての環境、この両者を含む広義の「人間環境」と言えよう。⁽⁹⁾しかし、人間環境問題の「人間環境」は、後者に比重が置かれている。人間が自ら創り出した人工環境は勿論、科学技術の驚異的進歩は自然環境をトータルに変化させることが可能になったのである。「自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した」(前文二)現在、後者の人間の諸活動の結果としての環境をいくら重視してもしすぎることはなく、まさに「人間環境」問題の中心課題である。国連人間環境会議の開催を呼びかけたスエーデン政府は、一九六八年五月二〇日付の事務総長宛ての書簡のなかで、「人間環境問題」を二つに分類している。第一は、科学技術の進歩によつてもたらされる人間を取りまく自然環境の変化をとりあげている。第二は、この変化が、人間に与える影響、例えば、健康、労働、生活水準に関する問題がとりあげられている。人間環境会議の準備段階における事務総長報告書においても、この「人間環境」の把握の方法は維持されており、その重点は、人間の活動が環境に及ぼす結果およびその人間自身への影響におかれているのである。事務総長報告書がまとめた定義は、左記のものである。⁽¹¹⁾

「人間環境」とは、人がその一部である自然の生態学的(natural ecological)システムに影響を及ぼすことにより、人間自身の生命および福利に影響を与える人間の諸活動のこれらの側面をいう。

さらに報告書では、人間環境会議においては、自然の物質的、生物学的(physical and biological)環境における、人間の諸活動による経済的、社会的、文化的、健康的の結果を重視し検討すべきであると述べている。⁽¹²⁾人間環境の定義を試みることに賛意を示した国の多くは、以上の事務総長報告書の定義に満足していたのであるが、これらのことから、「人間環境」の内容は、人間が自然におよぼした影響とその人間に対する影響が中心となるであろう。このように、人間がその環境形成に

責任を負うることが明確であるならば、次に述べるように、現在の我々に対してのみならず、将来の世代に対しても責任を負うことを意味するであろう。

第二に、自然のままの環境は言うまでもなく、人間の諸活動の結果としての環境自体、現時点における空間的普遍性の観点から把握しその諸問題の解決にあたるだけでは、人間環境問題は未解決の状態が続くであろう。「人は環境の創造物」であるならば、それは時間を超える性質を有するものである。環境問題が、継続的かつ間接的な問題として具体化するならば、われわれは、「将来の世代のため」の環境にも十分注意を払う必要がある。環境のもつ時間的継続性は、第一回準備委員会において、宣言起草のガイド・ラインのなかに示唆されていたが、第一次草案では欠けていたものである。このため、各国政府の第一次草案に対する代替案等を記したワーキング・ペーパーにおいて、「将来の世代」という言葉が前文、原則に該当する部分に数多くみられたのである。環境が時間を超えるものであれば、「将来の世代」のために我々は何を為すべきかが問題となる。第一に考えられるのは、安全で、健康で健全な環境の維持および達成に厳粛な責任を負っている点である。換言するならば、現在の環境の延長線上に「将来の世代」の環境があるために、WHOの代替案にみられるように、⁽¹⁵⁾ 将来の世代の環境に対する基本的権利をも、我々は享有しているのである。第二に、現在の環境は、我々に「将来の世代」のために「信託 (Trust)」⁽¹⁶⁾ されている点である。英米天然資源法の基礎にある環境は公共信託財産という法思想は、宣言の起草過程においては政府に向けられたものでなく、現在の我々一人一人に対して向けられたものである。例えば、ブラジル、エジプト、ユーゴスラビアの三国共同改訂ワーキング・ペーパーは、「環境の合理的管理は、人類の将来のために基本的に重要である」⁽¹⁷⁾ と述べ、オランダの提案では、「環境が将来の世代のために信託されている」ために、生活圏の生態学上のバランス、とくに自然のエコ・システムの注意深い管理、天然資源の合理的利用に人間は責任を負う、と述べている。⁽¹⁸⁾ 現在生存している我々が、将来の人類の環境に対して一定の権利を有するならば、そのことから当然に、現在の我々を取りま

く環境に対して「将来の世代」を考慮した対応を考えるべきである。どのように現在の環境を管理・利用するかは、人類の生存に係わる課題であり、その責任は重いのである。

第三に、環境に対する思想の問題である。原則一によれば、「尊厳と福祉を保つにたる環境」なのである。起草過程においては、作業部会が作成した第一次草案は、「安全で健康であり好ましい環境⁽¹⁹⁾」という表現を前文三および原則一において使用していたのである。しかし、第一次草案を検討する準備委員会第二次実質会期へ、ブラジル、コスタリカ、エジプト、ユーゴスラビアおよびザンビアの五カ国が共同して提出した改訂ワーキング・ペーパーは、原則一に該当する部分に「尊厳と福祉を保つに足る環境で (in an environment of a quality which permits a life of dignity and well-being)」という表現を含んだものであった。⁽²⁰⁾ この環境は、単に人間の生存に係わる環境を意味するものではないであろう。生存にのみ必要な環境は、「安全で健康であり好ましい環境」で十分である。人間の尊厳と福祉を維持する環境は、以上のような消極的・環境観ではなく、むしろ、例えば最終草案⁽²¹⁾の「知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与える」環境、すなわち、積極的・環境観でなければならない。それは、人間が新たな社会・文化を創造できる環境でなければならないのである。⁽²²⁾

(1) このような消極的態度に対して、国際社会においては、国家の環境権の確立の動きは「環境保全の必要性が、環境が理論によつて飾りたてられるままに、国際条約の実行において際立つた役割をはたしている」と述べられている。Bernd Rüster & Bruno Simma (Compiled and Edited), *International Protection of the Environment—Treaties and Related Documents—*, Vol. 1, Oceana (1975) *cit.*, p. iii.

(2) A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, pp. 10-11.

(3) *Ibid.*, p. 11.

(4) 質問六の内容は、「宣言は、〃人間環境〃という言葉の定義を含むべきであるか。もし、そうであるならば、その定義に何が含まれるべきであるか、代わりに(あるいは、さらに)、受諾される人間環境を構成するために必要な最小限の条件を、宣言は示すべきであるか。」であった。「人間環境」の定義付けに積極的であった国は、回答のあつた二三カ国のなかで、カナダ、デンマーク、フランス、パチカン、リビア、キプロスの計六カ国である。

(5) 準備委員会の第二会期は、一九七一年二月八日から一九日までジュネーブにおいて開催された。

- (6) A/CONF. 48/PC. 9, para. 36.
- (7) *Ibid.*, para. 10.
- (8) A/CONF. 48/PC. 16, pp. 1~5.
- (9) WMO総裁は「次の定義を提示している。「人間環境は、全体として人類の福利に直接または間接に重大な効果を有するすべての物質的、生物学的問題、過程および影響を含むものである。これらの一部は、有益でありまた有害でもある。そして、あるものは、その存在が自然であり、他は人間自身活動の結果である。」A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 40.
- (10) E/4466/Add. 1, p. 2.
- (11) E/4667, para. 95.
- (12) *Ibid.*, para. 96.
- (13) 深津「前掲論文」六〇頁。
- (14) A/CONF. 48/PC. 6, p. 19.
- (15) 例として「スウェーデンのマーク・ヤーン」A/CONF. 48/PC/WG. 1(II)/CRP. 2, p. 3.
- (16) WHOの原則一の代替案は「現在および将来の世代の健康をまもる環境に対する基本的 (fundamental) 権利」を規定しようとする。A/CONF. 48/PC. 12, Annex I, para. 25.
- (17) A/CONF. 48/PC/WG. 1(II)/CRP. 3/Rev. 3, p. 2.
- (18) A/CONF. 48/PC/WG. 1(II)/CRP. 5, pp. 1~2.
- (19) A/CONF. 48/PC. 12, Annex 1.
- (20) A/CONF. 48/PC/WG. 1(II)/CRP. 3/Rev. 4, p. 2.
- (21) A/CONF. 48/14, Appendix "Draft Declaration on the Human Environment".
- (22) 人間環境の定義を論じる場合「環境権」と「発展権 (right to development)」の相互依存関係にも言及する必要があるが、別の機会に譲りたこと思う。

三、「環境権」の性格

(一) 人権としての成熟度

個人の環境に対する必要性または環境のもつ価値と個人との間の関係を、宣言はどのように把握し確認しようとしたのか

は、宣言の起草過程において宣言の性質と相互関連を有し、重要視された点であつた。一の起草過程においても言及した如く、事務局長の質問書二、七の各々の質問は、各国政府に対して当該問題の態度を明示させるものであつた。例えば、質問の二の「人と国家との間の関係を律する権利および義務」、同じく七の「環境上の権利に言及すべきであるか」などの文言は、個人の権利としての「環境権」の宣言における承認問題を検討する場合、無視できるものではない。

宣言の起草過程における当該問題は、個人の環境に対する必要性を法的権利にまで引きあげたいという欲求をどこまで実現させるか、という点に集約されると思われる。宣言に関するACC人間環境特別作業部会の非公式協議のなかで、宣言はすべての人の「好ましい(whole-some)環境権」の一般的承認から始まるべきである、という提案がなされている。⁽¹⁾ すなわち、起草過程の当初から個人の「環境権」を宣言のなかに規定しようという意図は明白であつた。第一回準備委員会も、一においても言及したように同様の方針を採用し、宣言は世界人権宣言と異なり、人、国家および国際社会の三種類の権利、義務を包含すべきであると考えていたのである。⁽²⁾ 国家の「環境に関する権利」は、国家の領域主権等の国家主権に係わる権利から演繹されてきたものであり、宣言の原則二一、二二に代表される。⁽³⁾ これらの諸原則の実定国際法上の位置付けおよび発達を含む諸問題は、起草過程において実定国際法上の権利、義務として確立しているか否かの観点からも十分に検討されてきたのである。⁽⁴⁾

前述した如く、個人の「環境権」を積極的に承認しようとする動きが、既にACC人間環境特別作業部会の段階であつたのは注目されるが、このような姿勢は、ストロング事務局長の質問書に対する回答のなかにもいくつかみいだされる。すなわち、各国の国内法体系内の「環境権」の状況を顧慮するまでもなく、既に、人権としての「環境権」そのものが、国際社会の既存の人権保障体制内で確立・承認されていると主張する見解である。このため、数カ国の政府は、「環境権」を一般的に確認した上で、宣言の起草を開始すべきであると主張している。⁽⁵⁾ このような個人の「環境権」を国際社会における既成

概念として把握する方向の根拠として、事務局長の質問書のノートは、世界人権宣言第二五条第一項および経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（以下、A規約と省略）第一条において、ある程度まで環境権が固有のものとして考えられる、と述べている。⁽⁶⁾ かかる考え方は、人間環境会議に関する事務総長報告書のなかにもみられ、当該報告書のなかで「環境の悪化 (Deterioration)」は、「世界人権宣言第三条の生命権への脅威であり、同宣言第二五条一項に違反する (Infringe)」と明記されている。⁽⁷⁾ また、A規約一二条から「環境権」にアプローチする場合もある。⁽⁸⁾ かかる考えは、個人の「環境権」の基礎を国際人権法体系内に求めようとするものであり、「環境権」が特定の人権として国際社会において「市民権」を得ていると主張するものである。しかし、かかる主張が容認されるためには、いくつかの問題点が存在する。

第一に考えられることは、「環境権」が世界人権宣言、A規約および「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、B規約と省略）」の起草過程において包括的な一つの「権利」として審議されたか否かの点である。確かに「環境権」の内容に一部関連する概念は、前述の世界人権宣言第三条、第二五条、A規約第一条、一二条、B規約第六条等に顕著である。しかしながら、それらが「環境権」構築の有力な根拠になりえても、あるいは、「環境権」の内容を断片的に規定していたとしても、起草者達の意思のなかに「環境権」が一つの概念として存在していたとは考えられない。

第二は形式的効力の点である。世界人権宣言およびA規約の規定している権利が、実定国際法上承認されているか否かも検討されなければならない。しかし、いずれもすべての権利が承認されているとは言い難いであろう。一つは、宣言に規定された点である。宣言が規定する権利の実定法上の地位は、事務局長の質問書に対する回答を見ても脆弱であることが理解される。⁽⁹⁾ 他のA規約は、「漸進的な達成」を締約国の一般的義務とする条約である。このような性格を有する条約において規定されている権利は、実定国際法上承認されているか否か、情重に判断されなければならない。世界人権宣言およびA規約は、現在の一般国際法の反映とはいえないであろう。⁽¹⁰⁾ このため、「環境権」自体が、これらの規定に内在しており、しか

も、実定国際上確立されているという主張は、容認されにくい。

次に、以上のような立法者意思説に一部立脚している反論に対して、世界人権宣言およびA、B両規約の当該条文に「環境権」の根拠を求める主張も考えられうる。すなわち、当該条文の現代的情况下における読み直しである。条約法に関するウィーン条約は、条約の解釈に関する一般規則(第三一条一項)において、正文の文言に与えられる通常の意味に従つて、また、その条約の対象と目的に照らして誠実に解釈されなければならない、と規定しており、形式的側面から読み直しは困難と考えるが、わが国の憲法第二五条、一三条を根拠とする「環境権」確立の場合と同じ考え方である。この考え方は、「実践的・目的論的な解釈方法論からすれば、当り前のこと」⁽¹¹⁾であろう。憲法制定者の意思のなかには、環境破壊により幸福追求権、生存権の行使が妨げられるとは予想されなかつたのであるが、「人権の歴史において抽象的原理の宣言にとどまつていた規定が、社会変動にもとづいて出てくる主張を契機として、具体的な権利保障の役割をなうようになる例は少なくなく、憲法規定が新たな事実の出現により、意味を変遷せしめることはよく知られている」⁽¹²⁾といわれる。世界人権宣言およびA、B両規約が規定している権利が、一般国際法上確立されているか否かは別にしても、当該条文が、かかる観点から「環境権」確立のために機能する余地を検討する必要がある。しかしながら、国際社会において、「規定が新たな事実の出現により意味を変遷せしめること」は困難と思われる。条文の読み直しの困難性は、次の点から理解される。実質的な側面から考えてみると、環境問題に対する意識は、とくに経済、社会発展の進歩の度合との関係から南・北諸国間にかんがひ違が存在し⁽¹³⁾、また、各国相互間においても異なるため、これらの既存の人権カタログから「環境権」のような新人権を導く読み直しは、実質的改正に近づくといつてもよいであろう。条約の正文に示された当事国の意思をはなれる目的論的解釈が許容されることは、宣言、規約の規範性を結果的に脅かすことに陥ると思われる。

第二点は、欧州人権委員会の事項管轄に関する決定の先例から推測される。欧州人権条約は、第五議定書まで備えている

が、「環境権」に直接言及した条文は規定されていない。但し、第二条において世界人権宣言第三条に対応する条文を含み、B規約第六条と同趣旨の「生命権」を規定している。しかし、X対西ドイツ事件のなかで、次のような決定をおこなっている。「充分な生活水準の維持を求める権利および快適な住居を求める権利は、その原理につき、本協定の定める権利・自由の中に掲げられていない。」⁽¹⁴⁾この人権委員会の決定は、B規約第六条から当然の「コロラリー」として「環境権」を導きだすことが困難なことを示したものとえよう。二で述べた如く、また後述するように、「環境権」の内容および既存の人権体系内において占める位置は、かかるアプローチでは明確にされるとは思われないのである。

最後に、個人の「環境権」として国際社会に容易に受容されるか否かのその基準は、各国国内社会におけるその権利としての成熟度を考慮すべきであろう。前述した如く、宣言が「環境権」の一般的確認を踏まえて始まるべきであるという「環境権」に対して積極的な回答を寄せた国もある一方、事務局長の質問書に対する回答のなかには、消極的な態度を示す諸国も多かったことも事実である。⁽¹⁵⁾オーストリア政府は、質問七に対する回答のなかで、宣言の中心に人を置くことに賛成をしながら、「この宣言の原文に『環境権』という言葉を含ませるよう勧告すべきでない。オーストリア当局は、諸政府がそれにより人に対して健全な環境をもたらす維持するよう勧告される原文を最終的に選ぶであろう。」と「環境権」に否定的な態度をとっている。⁽¹⁶⁾「環境権」を否定する方向は、以上のように「環境権」の内容そのものに対する不確定要素によつて規定される場合と、質問二に関連する要素であるが、宣言は、国家と人との間および人相互の関係を規律する条文を含むべきではないという見解によつて枠組みを課せられ規定される場合がある。後者の見解によれば、かかる関係は、「各国家の主権的権利と合致するように、国内立法によつて定められる」⁽¹⁷⁾のである。宣言とつねに対比される世界人権宣言が、道義的拘束力をもち国際人権規約へ伸展しえたのは、自由権と社会権に関する自由主義国と社会主義国の異見を含みながらも、世界人権宣言が謳っている諸権利の国内社会における権利としての成熟度ならびにそれが包含する内容に共通の認識があつたため

である。この点は、人権宣言が宣言にとどまらず条約化されるための必須条件であつた。

(二) 基本的権利としての位置

「環境権」が、人権体系内の既存の人権とどのように整合されようとしたか検討してみたと思う。(一)で述べたごとく、権利として確立・承認されているか否かの疑義を留意して、前項の「人間環境」の定義とともに「環境権」に付与されようとした法的性質を究明する場合、不可避の課題である。

宣言の前文一・原則一にみられる思想は、基本的人権の享受の前提として環境がおかれている点に特徴がある。例えば、前文一では、「環境は、ともに人間の福祉、基本的人権の享受のため基本的に重要である」と規定されている。この思想は、第一次草案からすでに明らかである。前文三・原則一のいずれにおいても、基本的人権を享受するために「安全で健康であり好ましい環境」が不可欠であることを明示しており、第二次草案においても「環境包摂主義」は一貫して変化しておらず、第二次草案前文一は、「基本的 (Basic) 人権ひいては、生命権そのものの享受のため基本的(18)に重要である」と規定している。

かかる思想には、いくつかの系譜がある。適切な環境が、基本的 (Basic) 人権の享有のために不可欠であるという考え方は、すでに、一九六八年二月三日の国連総会決議 (二三九八)⁽¹⁹⁾ にあらわれているのである。さらに翌年の人間環境問題に関する事務総長報告書においても、人間環境会議が、人、政府、政府間機構の環境に関する行動を導くために、いくつかの基本的前提の採択を予定していると述べているが、この前提条件として、当該報告書は、「人類の生存に必要な公の資源として環境を認めること」を掲げている。⁽²⁰⁾ このような考え方は、事務局長質問二および七に対して積極的な態度を示した諸国の回答のなかから見い出される。アルゼンチンは、人間に生存することを認め他の諸権利の行使を享有させる環境を人間は

必要とする、と述べている。⁽²¹⁾ また、このような方向性を具体的には示していないが、基本的人権の享有と健全かつ健康な環境との間の関係を明確にすることを希望する回答を寄せる国もあつた。⁽²²⁾ 宣言の当該部分に直接に影響を及ぼした見解を考慮するならば、第一次草案の起草過程において提出されたカナダ案である。カナダ案の前文一は、「人間は、生命権を含む世界人権宣言に規定されている基本的 (Basic) 人権の完全な享受のための環境を基本的 (Fundamental) に必要とする⁽²³⁾。」と規定している。又、前述した第一次・二次草案からも明らかのように、準備委員会も、その考え方を継続していたのである。例えば、準備委員会の数人の代表者は、個人が、人権の享有を保つに足る環境を基本的に必要とすることを、普遍的に承認することにより、宣言が重要な貢献をおこなうと発言している。⁽²⁴⁾ なお、言うまでもなく「環境包摂主義」の下における基本的人権は広範囲のものである。第一次草案・原則一の「健康と福祉に適した生活水準に対する権利」という表現に対して、権利の範囲が制限されているように思われるという提案があつた。⁽²⁵⁾ この点から、「環境権」を前提とする人権の範囲が広範囲な、すなわち、社会権から自由権をも意味するように思える。⁽²⁶⁾ 最終草案の前文一が示している如く、環境は、「知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与える」ものである。

以上の事から、人間環境会議が採択した宣言における「環境権」は、“自由、平等、生存権”の基本的人権を保障するより根元的な価値として位置づけられているように思われる。とくに、生命権 (The Right to Life) そのものの享受のために必要であるという文言は、重要である。第一次草案から宣言の規定に至るまで、起草過程において「生命権」の削除が主張されたにもかかわらず、この文言が残つたことに注意を払うべきであろう。⁽²⁷⁾

但し、ここで一点留意すべき事項がある。第一点は、準備委員会におよび人間環境会議が採択した方針と異なり、「環境権」と基本的人権を同列視する政府の回答が、事務局長の質問に対してあつたことである。⁽²⁸⁾ 「環境権」といわれる基本的人権との間に優先順位をもうけず、基本的人権のなかの一つの権利として把握する国が少数ではあるが存在したことは準備委

員会等の方針―環境包摂主義―を明確化することに役立つものであろう。

他の点は、「生命権」の内容に関してである。この権利が宣言と結びついたのは、事務総長報告書およびカナダ案がその指導的役割をはたしたと思われる。しかしながら、当初考えられていた当該権利は、世界人権宣言のなかにおける第三条の「生命権」である。すなわち、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する」権利を有するという内容である。明らかに、市民的、政治的自由に関する権利であり、いわゆる生存権的基本権とは区別される⁽²⁹⁾。しかし注意すべき点は、世界人権宣言第三条は、その後B規約第六条に結実したのであるが、当該条文は、「規約を通して生命に対するすべての者の権利保証することの重要性⁽³⁰⁾」を確認し定式化されたものである。すなわち、当該条文は、人間の生命に対する固有の権利を国家が保護することを明示したものである。このように把握するならば、「宣言的」性質の色濃い当該条文は、国家が特定の個人の「環境権」を受け入れることが不可能な場合、将来、生命権を「環境権」への出発点とすることは考慮する余地はある⁽³¹⁾。B規約第六条の生命権の思想が、単に「動物のように生きることしか確約しない不十分な生存を保証するものであるならば、意味がない⁽³²⁾」と考えられるならば、一層重要視されねばならない。そしてB規約第六条一項は、「この権利は、法律によつて保護される。」と規定しているが、現代社会における生存権を国家が保障することを意味すると、当該規定に積極的意義を認める方向は⁽³³⁾、「環境権」の形成に当該権利が機能する場を拡大するものである。しかし、宣言の前文一の「生命権」は、「人間の福祉、基本的人権、ひいては生命権」と規定されている点から、B規約第六条のそれよりも人間として地球上に生きる権利に一面より、接近したものとえよう。このことは、physical sustenance という言葉からも理解されうるし、また、第二次草案以後において、世界人権宣言に言及することは不必要であるとか、または、好ましくないと考えられ、「世界人権宣言」という文字が削除されたことと無関係ではないと考えられる⁽³⁴⁾。

(1) 質問七のノート。A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 12.

- (2) A/CONF. 48/PC/6, p. 19.
- (3) 原則二は、「環境に対する国の権利と責任」「各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有する。各国はまた、自国の管轄権内または支配下の活動が他国の環境または国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う」。原則三は、「補償に関する国際法の発展」「各国は、自国の管轄権内または支配下の活動が、自国の管轄権の外にある地域に及ぼした汚染その他の環境上の損害の被害者に対する責任および補償に関する国際法を、さらに発展せしめるよう協力しなければならない」。
- (4) カナダは、事務局長の質問に対する回答のなかで、むしろ、実定国際法上、国家の「環境に関する権利」は確立されているものと考え、原則宣言の形式において、個人の「環境権」は宣言の本文の部分に、明確に分類すべきであると主張している。A/CONF. 48/PC/WG.1/CRP. 4, p. 22.
- (5) ソーンによれば、このような趣旨の回答を寄せた国は、コロンビア、デンマーク、エチオピア、パチカン、バナブ、シンガポール、アラブ連盟である (cf. L. B. Sohn, *op. cit.*, p. 452)。しかし質問二および七から、個人の環境権あるいは環境上の利益を明記することに賛意を示した国家は、「ギニアビサウ」(A/CONF. 48/PC/WG.1/CRP. 4, p. 44)、「スーデン」(p. 54)、「アメリカ合衆国」(p. 65)、「キプロス」(A/CONF. 48/PC/WG.1/CRP. 4/A dd. 1, p. 2) があげられる。
- (6) A/CONF. 49/PC/WG.1/CRP. 4, p. 12. なお、各条文の該当部分は、下記の内容である。世界人権宣言第二十五条「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する」。A規約第一一条一項、「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」。
- (7) E/CN. 4/1028 /Add. 3, para. 328.
- なお、質問七に対するソ連政府の回答は、「環境権」に関して消極的であるが、次のように述べている。「人間環境宣言の原文のなかで、世界人権宣言第二五条に言及すること十分であろう。このように言及することによって、ある程度まで環境に関するすべての人間の諸権利が明確にされる」。A/CONF. 48/PC/WG.1/CRP. 4/Add. 2, p. 6.
- (8) A規約二条から「環境権」を構成するアプローチに関しては、次の文献を参照。佐藤文夫「国際人権としての環境権についての若干の考察」環境法研究一〇号、一六一—一六二頁。法学セミナー『国際人権規約』（一九七九年五月）、一〇〇頁。なお、A規約二条の関連条文は、以下の規定である。第一項、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」。第二項、「この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む」。第二項(b)号、「環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善」。
- (9) 日本政府は、「質問七に対して、「宣言が、本質的に性格上精神的なものである限り、宣言のなかに人および種々の団体(communities)の環境権として道徳的義務が、一般的に言及されることは適切である」と回答している。A/CONF. 48/PC/WG.1/CRP. 4, p. 45.

- (10) Henn-Juri Unhoun, *op.*, p. 107.
- (11) 小林直樹「憲法と環境権」シヤリスト一九七一年一月一日号 二三四頁引用。
- (12) 阿部照哉「現代人権論の一面」公法研究第三四号 九五頁引用。
- (13) 佐藤「前掲論文」一六一頁。
- (14) No. 159/56, X Contre la République Fédérale d'Allemagne, Decision du 29 Septembre 1956, Annuaire I. p. 203. (譯社叢書『基本人権の地域的・集团的保障』有信堂 一九七五年 二三一頁)。
- (15) 個人の「環境権」に關して消極的な國家は「オーストリア (A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 19)」「イスラエル (p. 44)」「ドイツ (p. 47)」「フランス (p. 50)」「ベルギー (p. 57)」英國 (A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4/Add. 1, p. 6)」「希臘 (A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4/Add. 2, p. 6)」などがあげられる。
- (16) A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 19. 同様に「オーストリア政府が」質問七の回答をなす「かかる環境を享有する主観的な個人の権利を承認することは」例えれば「オーストリア憲法のような」他の國家の法システムと異なり「両方とも」に述べらる (p. 57)。
- (17) 質問二二に対する「連政府」の回答。A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4/Add. 2, p. 4. 同様の観点から「第一次草案に対する作業部会の提案のなかに原則一の削除があった。その理由として」原則一が「國家の排他的管轄権内の事項ではない」と述べられた。A/CONF. 48/PC. 12, Annex I, para. 24.
- (18) A/CONF. 48/PC. 16, pp. 1~5.
- (19) 当該決議は「人間の狀態、肉体的、精神のおよび社会的福祉、尊嚴、基本的人権の享有」に對する「環境悪化の影響」に關心を示し「る。23 U. N. GA OR, Sup. 18 (Doc. A/7218) at 2 (1969).
- (20) E/4667, "Problems of The Human Environment" (Report of The Secretary-General), para. 89.
- (21) A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 17. 同様に「オーストリア (p. 28)°
- (22) 例えれば「フランス (A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 34)」「ドイツ (p. 47)」「イスラエル (A/CONF. 48/PC/WG. /CRP. 4/Add. 1, p. 4)°
- (23) A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4/Add. 2, at 2.
- (24) A/CONF. 48/PC. 9, para. 33.
- (25) A/CONF. 48/PC. 12, Annex II, para. 25.
- (26) ここで「第一次草案」に對する修正案を紹介しておきたい。I/O代表者は「原則一の好ましくない肉体的労働条件 (physical working conditions)」「この表現は、あまりにも広義であり、宣言に對して規定をたようとしてくる事項以外にも及ぶように思われるので」「労働環境 (working environment)」「この表現が好ましくない」と提案したと述べている。A/CONF. 48/PC. 12, Annex II, para. 27. I/Oの代表者は「生活水準に言及するならば」「清

人間環境宣言における個人の「環境権」

「清潔な食物の権利 (the right to clean food)」を含むべきであると主張した。A/CONF. 48/PC.12, Annex I, para. 26.

(27) 第一次草案を起草した作業部会において、前文三の規定から「生命権そのものを含む」の語句の削除が提案され、準備委員会へも送付されたが、第二次草案以後も維持された。⁽²⁷⁾ A/CONF. 48/PC. 12, Annex I, para. 8.

(28) エキボム (A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 32) ⁽²⁸⁾ ナナフ (p. 51) の諸国である。

(29) 田畑茂二郎『人権と国際法』日本評論新社、一九五二年、一一一―一二頁参照。

(30) A/2929, p. 29. 芹田健太郎編訳『国際人権規約草案註解』有信堂、一九八一年、七一頁。

(31) Goldie, *A General View of International Environmental Law. A Survey of Capabilities, Trends and Limits in Colloquium* 1973 (Hague Academy of International Law) p. 135.

(32) *Ibid.*

(33) 法学フォーミュラー『前掲書』一三四頁。

(34) *Cf.* L. B. Sohn, *op. cit.*, p. 439.

おわりに

人間環境宣言における個人の「環境権」を、宣言の起草過程の審議から検討してみたが、最後にまとめてみたいと思う。「環境権」が、個人の権利として宣言起草段階に入る以前に実定法上確立していたという主張は、各国の事務局長の質問書に対する回答をみるまでもなく首肯し難い。

問題は、宣言が個人の環境に対する利益に結果的にどのような地位を付与したか、という点である。宣言の起草段階において、準備委員会は、各国政府間に種々の見解、利害関係の対立はあるが、草案において現実的な形でその調和が試みられているのを確認している。⁽¹⁾ ストックホルム会議の開催を呼びかけたスエーデン政府の目的が、各国の政府および世論の注意を人間環境問題の重要性に向けさせることにあつたのは、宣言の一つの方向であり、人、国家、国際社会の各々の権利・義務を個別的に提案する試みは、他の方向であつた。⁽²⁾ 宣言起草過程におけるこの二つの起草趣旨がもたらしたのは、作業部

会、準備委員会の使つた「隱便⁽⁴⁾」方法であろう。人、国家等の各々の権利・義務を規定する試みが変更になり、第二回準備委員会において、人、国家等の行動準則を「普遍的に承認された基本原則」と規定した点は、この「隱便さ」を証拠づけるものであろう。作業部会が準備委員会へ第一次草案を説明する際、部会の議長であるG・ミリオロ (Migliorò) が、当該草案は「個人の適切な環境の権利の承認⁽⁵⁾」に基づいていと述べているにもかかわらず、宣言の起草目的の「隱便さ」が、個人の環境権の宣言における積極的承認を不可能にした一因である。しかし、逆の観点からは、「隱便さ」により、宣言の原則一などに代表される「環境権」の形成に有効な内容の規定が許容されたのであろう。また、このことは、ソーンの指摘にあるように、原則一⁽⁶⁾が法的側面の色濃い表現となつた一因であろう。しかし、個人の「環境権」をそのなかに内含している、と理解することが妥当なほど、その起草過程を考慮するならば、個人の「環境権」に関して原則一は「共通の信念 (common conviction)」を醸成したとは思われない。「共通の信念」として原則一を検討するならば、原則一の文言は非常に漠然としており、結果的には抽象的にまとめられてしまつた、という批判は該当するであろう。勿論、人間環境会議が、多くの技術的、専門的分野の基準、立法、共通行動に関して合意に到達できないことは、会議の準備段階において明白であつたこと⁽⁸⁾は事実である。結果的には、個人の「環境権」の場合も、単なる「環境に対する利益」を、国際社会における実定法上の個人の「環境権」の承認にまで昇華させることはできなかったといえる。

一般的に宣言は、法原則宣言としての性格を付与されない場合、それ自身が条約化に向う内在的要因は見いだされない。ソーンが述べているように、あまり遠くない将来、宣言の性格に関して、より啓発される見解が受け入れられること⁽⁹⁾は、宣言のなかの法原則に近い内容が、実定法上の権利、法的権利としての性質を帯びさせることを容易にするものであろう。このことは、宣言が国際社会に対して行動を要請し続ける限り、そして、その指針として機能する限り、考えられることであり、宣言以後の国際社会の実行に注意深く関心を払う必要がある⁽¹⁰⁾。

- (1) Cf, L. B. Sohn, *op.*, p. 429.
- (2) E/4466/Add. 1, p. 3.
- (3) A/CONF. 48/PC/WG. 1/CRP. 4, p. 3.
- (4) ソーンは「脆弱なストックホルムにおいて到達した『危ないかじ』(fragile) パラグラフ」と表現している。 Cf, L. B. Sohn, *op.*, p. 434.
- (5) A/CONF. 48/PC/17, para. 77.
- (6) Cf, L. B. Sohn, *op.*, p. 435. ソーンは「同種のその他の原則として、原則七〔海洋汚染の防止〕、原則二一〔環境に対する国の権利と責任〕をあげている。」
- (7) Cf, Henn-jūri Uibouu, *op.*, p. 105. これと関連して「原則一が『現在および将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う』と規定しているが、残りの文言『「マバルト・ノイト（人種隔離政策）……は非難され、排除されなければならない』は、『「厳粛な責任』をあいまいにして、さらさら批判がなされる。』*ibid.*
- (8) E/4667, para. 91.
- (9) Cf, L. B. Sohn, *op.*, p. 515.
- (10) 一九七四年二月一九日にストックホルムで採択された「デンマーク、フィンランド、ノルウェーおよびスウェーデン間の環境保護条約（北欧環境保護条約）」は、個人の環境に対する利益を法的権利にまで高めた点で国際環境法上重視する必要がある。しかし、個人の「環境権」の内容は、宣言起草過程で検討されたものよりも狭く、左記の第一条から明らかなように、その対象は「公害」に近いものである。「この条約のために環境に有害な活動は、土壌、建築物そして諸設備から固体または液状の廃棄物、ガスおよびその他の物質が、河川、湖沼および海に排出されることを意味する。また、水質汚濁、その他の水質に及ぼす影響、流砂、大気汚染、騒音、振動、気温の変化、イオン化放射線、光などによる環境上の生活妨害を当然の結果として引き起こすか、または引き起こすおそれのある他のいずれかの方法によつて、土地、海底、建築物、諸設備を使用することを意味するものである。」 Bernd Ruster & Bruno Simma (Compiled & Edited), *op.*, p. 20.